

「OTC類似薬」の保険適用除外について慎重な検討を求める意見書

現在、公的医療保険の給付費抑制を目的として、市販薬と主たる成分を同じくする医療用医薬品を「OTC類似薬」と位置づけ、保険適用から除外することについての検討が行われている。

かねてより、公的医療費の抑制と国民の健康意識向上を目的として、軽度な症状に対して患者が自ら適切な市販薬を使用する「セルフメディケーション」が推奨されてきた。「OTC類似薬」の保険適用除外はその拡大と位置付けられているが、「OTC類似薬」は市販薬と近いものではあっても軽症の患者にのみ処方されるものではなく、咳止めや鎮痛剤、皮膚炎薬などは難治性の病気や重度な症状の患者に対して苦痛の緩和や状態の維持を目的に処方されることも多い。保険適用からの除外はこうした患者の負担を増やし、深刻な影響を及ぼすことになる。特に一部負担金に対する医療費助成が行われている難病患者、障害者、乳幼児等では、保険適用除外によってこれらの助成対象からも外れることになり、極めて大きな自己負担の増加が生じることになる。経済的な理由によって、本来必要な薬の使用を中断せざるを得なくなり、症状を悪化させたり、薬代が生計を圧迫して日常生活にも影響を及ぼすなどの恐れがある。感冒などの軽い病気への自己管理を趣旨とする「セルフメディケーション」と同じに考えることはできない。

また、市販薬は一般に長期連続使用は推奨されておらず、症状が持続する場合は漫然と使用することなく医師の診断を受けることが奨められている。これは不適切な長期使用による健康被害の危険性や、一時的な症状の改善によって、より深刻な病気を見逃すことが懸念されるためである。「OTC類似薬」を保険適用除外した場合、時間のかかる受診を避けて市販薬を長期連続使用する傾向が強まり、国民の健康水準に影響を及ぼす恐れがある。

「OTC類似薬」の保険適用除外については、日本医師会をはじめとする医療関係団体、また難病患者団体などからも懸念が表明されている。公的医療保険給付の対象については不斷に検証が必要ではあるが、財政的な視点のみで考えるのではなく、医療としての妥当性、国民の健康保持に対する有益性を重視して検討されるべきである。

政府においては、「OTC類似薬」の保険適用除外について医学的知見や患者の意見を重視し、慎重な検討を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

権原市議会

《送付先》内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣